
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第99号》 2024年7月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。
各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■

- 【1】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します。（市）
- 【2】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します。（市）
- 【3】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）
【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】
- 【4】産業人材の育成を支援します（市）
【技能検定の受検手数料も対象になりました！】
- 【5】販路拡大を支援します（市）
- 【6】創業者の販路開拓を支援します（市）
- 【7】大阪代表商品販促事業「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」（府）
- 【8】働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）
のご案内（国）

- 【9】応募企業の募集中!令和6年度『出展支援事業』(府)
～出展に係る経費の一部を補助(上限25万円)します～

■――各 情 報――■

【1】――

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します。(市)

――
岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、
省エネ支援に必要な費用を支援しています。
※令和6年度からは、省エネ支援にかかる費用も対象になりました。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネクイック診断費用
- ・省エネお助け隊が実施する省エネ支援費用(個別カスタムプランを除く。)

【募集期間】

令和7年1月31日(必着)まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること(大企業等を除く)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【補助率】

- ・補助率:補助対象経費合計額の10分の10(千円未満切捨て)

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。
申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【2】 -----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します。（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援しています。

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・省エネ診断・省エネ支援を2年以内に受けていること
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

・交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）

※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。

- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】 -----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象になりました！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

※令和6年度からは、ソフトやシステムを導入する場合に限り、当該システム等の稼働に必要なハードウェアも対象になりました。（上限5万円）

【採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・ リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及びハードウェアを導入

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

産業人材の育成を支援します（市）

【技能検定の受検手数料も対象になりました！】

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※令和6年度からは、技能検定の受検手数料も対象になりました。

（申し込み前に補助金の申請を行い、合格した場合に限る。）

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修
- ・ 製造業事業者が、空気圧実践技術の習得に関する研修

【募集期間】

原則 令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）

- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1 事業者 1 年度につき、10 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

（販売を伴わないものに限りします。）

※令和 6 年度より、海外の展示会やオープンファクトリーへの出展費用も対象になりました。

【令和 5 年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・ 水槽販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和 7 年 1 月 31 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に係る費用及び販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和5年度の採択事例（一例）】

- ・ 開業5年未満の個人事業者が、スポーツスクールを法人化
- ・ 飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和7年1月31日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・産業競争力強化法第2条29項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転された事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転された事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【 7 】 -----

大阪代表商品販促事業「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」(府)
～大阪代表商品の募集について～

「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025」とは大阪の各地域や事業者の価値を発見し、
魅力ある新しい商品を育てていくプロジェクトです。
大阪府民が誇れる、大阪みやげ(大阪代表商品)に応募してみませんか。

【募集期間】

令和6年7月1日(月)午前10時～8月19日(月)午後5時

【募集対象商品】

お土産に適する商品(食品、雑貨、工芸品など)

※1事業者1品まで ※生鮮食品不可

【募集対象者】

大阪府内に本店、支店、営業所、応募商品の生産、製造販売を有する
中小・小規模事業者

【応募方法】

下記URLをご確認下さい。

【<https://www.osaka-daihyo.jp/>】

※大阪代表商品50品については、主要駅隣接施設や空港等での出品を支援します。
※地域代表商品500品については、地域の即売会や物産展等での出品を支援します。
(支援内容については検討中)

【問い合わせ先】

担当(主催): 大阪代表商品プロジェクト事務局
電話番号: 090-6367-1153

【8】-----

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内（国）

令和 2 年 4 月 1 日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や
特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援しま
す。
ぜひご活用ください。

【詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

※申請の受付は令和 6 年 11 月 29 日（金）まで（必着）です。

（なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11 月 29 日以前に受付
を
締め切る場合があります。）

【問い合わせ先】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

【9】-----

応募企業の募集中！令和 6 年度『出展支援事業』（府）
～出展に係る経費の一部を補助（上限 25 万円）します～

大阪府では、国内で開催する大規模な展示商談会を活用し、販路開拓をめざす
大阪のものづくり中小企業に対して、販路開拓に必要な技術や知識等を習得する
講習会と出展に対する経費補助（上限 25 万円）を行います。
下記展示商談会にご出展予定もしくはご興味のある企業の皆さま、ぜひとも、
ご応募ください！

【対象展示会】

<第1期>（募集は終了しました）

- ・第36回ものづくりワールド [東京]
- ・メンテナンス・レジリエンス TOKYO2024/TECHNO-FRONTIER2024
及び同時開催展

<第2期>

- ・高精度・難加工技術展 2024/表面改質展 2024 及び同時開催展
- ・第27回ものづくりワールド [大阪]
- ・モノづくりフェア 2024
- ・第15回高機能素材 Week 及び同時開催展

<第3期>

- ・第17回オートモーティブワールド/第39回ネプコンジャパン及び同時開催展
- ・第99回東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2025 及び同時開催展
- ・第11回メディカル ジャパン大阪 [医療・介護・薬局 Week 大阪]

【応募締切】

<第1期>令和6年4月26日(金) 必着（募集は終了しました）

<第2期>令和6年7月26日(金) 必着

<第3期>令和6年11月1日(金) 必着

【対 象】

1. 製造業又はソフトウェア業を営み、大阪府内に主たる事務所・事業所がある中小企業者(みなし大企業ではないこと)
(ただし、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業は除きます)
2. 出展する技術や製品を自ら製造し、出展する展示商談会に適したものであること
3. 府が主催する出展講習会への出席が可能であること

詳細は下記 URL をご確認ください

<https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/shuttenshien/index.html>

【問い合わせ先】

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課 販路開拓支援グループ

電話番号：06-6748-1066

FAX：06-6748-1062

メールアドレス：hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485 (事業者支援担当直通)

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。